

# 青森県報

第七百三十八号

令和六年  
三月二十一日  
(木曜日)

## 目次

### 告 示

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

○道路の区域の変更……………(道路課) ……二

○道路の供用の開始……………(同) ……二

### 公 告

○知事管理漁獲可能量の変更の公表……………(水産振興課) ……二

### 選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事務局) ……三

### 人事委員会

○人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則)……………(事務局) ……三

### 公営企業

## 告 示

### 青森県告示第百五十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和六年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
めとき眼科クリニック	弘前市大字北横町五〇の一	令和六・三・二
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二二	〃

### 青森県告示第百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指 定 年 月 日
指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス		

さあふらつ と合同会社	上北郡六戸町大 字大落瀬字金矢 七六の一	自立訓練 (生活訓練 練)	自立訓練 (生活訓練 練)事業所 ふらつと べーす	十和田市西十二 番町三の一〇 Wアーバンライフ	令和 六・四・一
----------------	----------------------------	---------------------	---------------------------------------	-------------------------------	-------------

青森県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類の	路線名	変更の 区 間		変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	県 道	八戸百石線	八戸市下長八丁目二の二八から 八戸市八太郎二丁目二七の五まで		前 後	二二・〇〇メートルから 二四・五〇メートルまで 二二・〇〇メートルから 四一・三〇メートルまで	四〇・〇〇メートル 四〇・〇〇メートル	

青森県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年四月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の 区 間	供用開始 の 期 日
県道八戸百石線	八戸市下長八丁目二の二八から 八戸市八太郎二丁目二七の五まで	令和六・三・三

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和六年四月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

公 告

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和五年十一月二十九日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和六年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 へろまぐろ（小型魚）

第2 ころまぐろ (大型魚)

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ (小型魚) 漁業	348.9トン
知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ (大型魚) 漁業	532.6トン

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十号

令和六年三月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

- 一 県議会議員及び県知事選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
二〇、九四三人
- 二 県議会議員及び県知事選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
二二〇、八九二人
- 三 県議会議員の各選挙区選挙権を有する者の総数の三分の一の数

人事委員会

東津軽郡選挙区	五、九八一 人
西津軽郡選挙区	四、八一四 人
南津軽郡選挙区	六、二四三 人
北津軽郡選挙区	七、一一二 人
上北郡選挙区	二六、三七五 人
三戸郡選挙区	一八、〇二六 人
青森市選挙区	七七、四一五 人
弘前市選挙区	四七、二一〇 人
八戸市選挙区	六二、三四二 人
黒石市選挙区	九、〇四〇 人
五所川原市選挙区	一七、八三九 人
十和田市選挙区	一六、八〇一 人
三沢市選挙区	一〇、五三八 人
むつ市選挙区	一九、四九七 人
つがる市選挙区	八、六八九 人
平川市選挙区	一一、一二七 人

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項中「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第十二条第一項第十一号を次のように改める。  
十一 生後満一年六月に達しない子を育てるため職員が申し出た場合 一日二回そ

れぞれ六十分以内の申し出た期間（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚  
姻関係と同様の事情にある者を含む。第十三号及び第十四号において同じ。）

が、当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これ  
に相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第六十七条の規定により

同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）  
を請求した場合は、一日二回それぞれ六十分から当該承認又は請求に係る各回ご

との期間を差し引いた期間を超えない期間）

第十二条第一項第十三号及び第十四号中「妻」を「配偶者」に改め、同項第十五号

中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含  
む。）」を加え、同項第十九号中「四日」を「五日」に改める。

第十五条中「（女性職員の場合に限る。）」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一  
部を次のように改正する。

第三十九条第一項第五号中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項第七号中  
「書損じ」を「書き損じ」に改め、同条第三項を削る。

第四十一条中「又は、」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、小切手及び口座振替請求書を要しない口座振替の場合については、この  
限りでない。

第五十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、小切手又は口座振替請求書を要しない口座振替等これにより難い場合に  
ついては、企業出納員の依頼により公営企業の公金の支払をすることができる。

第五十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難いものについては、企業出納員への領収済通知書の送付は  
要しない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭